障害者雇用促進セミナーに係る仕様書

研修科目	精神障害のある方の雇用について～採用・定着～
委託期間	契約締結日から令和９年３月３１日まで
研修目的	障害のある方にとって、就労は、経済的自立の大きな手段であるとともに、社会参加や生きがいを持つという大切な意義がある。このため、本市では、障害のある方の就労支援を推進するために、障害者就労支援プロモート事業を実施しており、市内障害者就労支援事業所の支援員等のスキルアップ研修や企業の人事担当者等への障害のある方の雇用につながる研修等を行っている。 また、障害者雇用促進法の改正により障害のある方の法定雇用率は、令和８年７月に２．７％に引き上げられ、近年増加している精神障害、発達障害のある方の活躍の場が求められている。 そのため、当該セミナーでは、地域企業に対して、精神障害のある方の採用及び定着支援について、企業の事例等を通じて、今後の雇用に向けての取組や支援の参考としていただくことを目的として実施する。
受講対象者	市内一般企業を中心に、障害のある当事者の方を含む支援者等に広く周知する。
受講予定人数	４０～５０名程度
研修日数及び回数等	１回１２０分～１８０分
研修実施予定時期	令和９年２月中旬～下旬を予定
研修会場	研修会場は、提案のあった研修内容及び実施日時に基づき、本市で調整する。（会場費用等は本市で支払う）
研修方法	講義、グループワーク等
研修内容	地域企業に対して障害者雇用を推進するに当たり、精神障害のある方の基本理解を踏まえて、精神障害のある方を雇用する企業側の視点で、精神障害のある方の採用及び定着支援について、事例等を踏まえたセミナーを実施すること。
実績報告	実績報告書の作成、受講者からのアンケート集約を行うこと。
上限金額	金 250,000 円
委託料支払方法	原則として、実績報告提出後、請求に基づいて支払う。

その他	・委託契約決定後、研修会等を行うに当たっては、個人情報保護に関する法律、京都市個人情報保護条例及び（別紙１）共通仕様書に基づき個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。 ・セミナーの実施にあたり、データのみの電子チラシ（印刷不要）の作成を行うこと。 ・周知活動を積極的に行い、５社以上の地域企業もしくは１０人以上の参加者を集めること。 ・故意、過失を問わず、受託者が本業務を遂行するに当たり、受託者の責めに帰することができる事由により市民の権利や法律上保護される利益を違法に侵害した場合は、受託者がその損害を賠償する責任を負うものとする。 ・本市は適宜、進捗状況を確認し、契約の目的を達成することができないと判断したときは、契約を解除することができる。